

## 令和3年度第2回埼玉県認知症対応型サービス事業管理者研修 募集要項

### 1. 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「認知症対応型サービス事業所」という。）の管理者又は管理者になることが予定される者に対し、認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するため。

### 2. 実施主体

埼玉県

### 3. 実施方法

動画配信とオンラインシステム（Zoom）を組み合わせた Web 研修

### 4. 日程

| 日程  | 日付            | 時間              |
|-----|---------------|-----------------|
| 第1日 | 令和3年11月24日（水） | 13：00～16：10（予定） |
| 第2日 | 令和3年11月25日（木） | 13：00～17：00（予定） |
| 第3日 | 令和3年11月26日（金） | 13：00～16：40（予定） |

### 5. 定員

50名（定員を超える申込みがあった場合は受講できない場合があります）

### 6. 受講対象者

以下(1)～(4)の要件すべてを満たす方となります。

- (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を本研修開始までに修了している者。
- (2) 認知症対応型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定される者（既存の事業所において管理者を変更する場合を含む）。ただし、**令和4年2月16日までに**、埼玉県内の事業所の管理者に就任する者を優先とする。
- (3) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がある者<sup>\*</sup>  
※指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は(3)の要件を求められていません。
- (4) インターネット環境（パソコン、ネット環境、接続スキル、Webカメラやマイク等の機器など）を整えることができる者（詳細は後述「7.受講環境」をご確認ください）。  
※(4)に関しては新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一時的な要件です。

なお、以下に該当する場合は、本研修を修了せずに管理者となることが可能です。

- ①指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、並びに指定複合型サービス事業所の管理者であって、次の(ア)及び(イ)の両方を満たしている者
  - (ア)平成18年3月31日までに次の(a)または(b)の研修を修了している者
    - (a) 認知症介護実践研修（実践者研修）
    - (b) 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）
  - (イ)平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者

- ②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、上記①の要件の他、認知症グループホーム管理者研修を修了している者
- ③指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任する者が、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師又は看護師である場合

## 7. 受講環境

本研修は動画配信とオンラインシステム(Zoom)を組み合わせた **Web 研修**として実施します。予め以下の注意点をお読みいただき、受講環境を整えてください。視聴方法の詳細は、後日ご連絡します。

- (1) 受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。また、モバイル Wi-Fi ルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分ご注意ください。
- (2) 受講場所については、各事業所・自宅等問いませんが、Zoom 内で講師や受講者同士のやり取りも行うため、研修に集中できる環境を整えるよう努めてください。
- (3) 同じ場所で複数の受講者がいる場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 講師等とやり取りを行いますので、一人一台のパソコンやマイク・カメラ・スピーカーといった機器が必要となりますのでご用意ください。
- (5) 講義内ではパワーポイント等の資料も写しますので、パソコンまたはタブレットといった文字が読める大きさの端末で受講してください。

## 8. 内容（カリキュラム）

別紙の「令和3年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修カリキュラム」をご参照ください。

## 9. 受講料

3,000 円/1 名

- (1) 受講料は原則として返却できません。
- (2) オンライン講義の視聴環境の確保やその通信料は受講料に含まれておりません。受講者の負担となります。
- (3) 受講決定通知と併せて入金方法についてご案内いたします。入金を確認できた方に研修資料を送付しますので、令和3年11月12日（金）までにお支払いください。

## 10. 申込方法

受講するには、就任予定事業所所在地（開設予定を含む。以下同じ。）の市町村長（熊谷市、深谷市、寄居町の場合は大里広域市町村圏組合管理者。以下同じ。）の推薦が必要となります。令和3年10月27日（水）までに、事業所所在地の市町村等担当課に以下の書類を提出してください。

- ①受講申込書（様式第1-1号）
- ②認知症介護実践研修（実践者研修）又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了証書の写し（受講対象者の要件(1)の確認用）  
※認知症介護実践研修（実践者研修）を受講中の方は、同研修受講決定通知の写しをご提出ください。
- ③認知症である方の介護経験に関する勤務歴証明書（受講対象者の要件(3)の確認用）

## 11. 受講決定

- ・受講の可否は、事業所所在地の市町村を通じて申込者全員に通知します。
- ・受講決定者には、カリキュラム等の詳細を併せてお知らせします。

## 12. 修了認定

- (1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の指示に従わない場合には、受講を取り消すか、または修了を認めない場合があります。
  - ① 研修態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り、離席等）
  - ② 講師の指示に従わない場合（休憩時間含む）
- (2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポートの提出を求めることや、修了を認めない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 修了証書は、全カリキュラム（全日程）を修了した方に、後日郵送いたします。  
遅刻、早退、欠席が生じないよう十分にご注意ください。  
また、修了証書は再発行いたしませんので大切に保管してください。
- (4) 研修受講の際に、接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、修了の対象にはなりませんのでご注意ください。

## 13. 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 一度お支払いいただいた受講料は、原則として返金できません。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに事業所所在地の市町村を通じてその旨をご連絡ください。
- (4) 研修受講の際は県及び研修実施機関からの受講上の諸注意を遵守してください。

## 14. 本件に係る問合せ先

担当：埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 橋本・松本  
電話：048-830-3251（担当直通）